

10月号

# おおもり 青色便り



No.0647

一般社団法人 大森青色申告会

令和元.10.1



## 2019年分「減価償却計算表」について



減価償却資産を既にご登録いただいております会員の方には、11月末～12月初旬に郵送にて、2019年分確定申告用「減価償却計算表」をお送りさせて頂く予定です。昨年のデータを元に作成しておりますが、お手元に届きましたら必ず内容のご確認をお願い致します。以下の事項にあてはまる方は、領収書等を申告会事務局までお持ちいただくか、必ず事業主名と連絡先をご記入の上、FAX (3773-6388)にてお送りいただきますようお願いいたします。



- ① 10万円を超える金額の資産を購入した場合
- ② 20万円を超える修繕を行った場合
- ③ 資産の除却、廃棄を行った場合
- ④ 車の買い替えを行った場合
- ※下取り等がある場合は下取り価格も必ずお知らせください
- ⑤ その他減価償却資産に変更があった場合



上記 ①～⑤のご連絡を10月31日までいただいた場合は、修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映した「減価償却計算表」をご郵送いたします。

上記 ①～⑤のご連絡を11月1日以降にいただいた場合は、修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映しない「減価償却計算表」のご郵送となります。

※ 追加、変更、除却・廃棄等の修正は随時行っておりますが修正事項を反映した「減価償却計算表」のご郵送はお受けできませんので予めご了承ください。但し、FAXにてお送りすることは可能ですのでご希望の方はその旨お申し出下さい。



「記帳確認」  
消費税改正の準備に行こう」編

令和元年10月1日(火)から11日(金)まで  
記帳確認を行っています。  
年に一度の「記帳の健康診断」  
「ご予約の上、是非おいでください。」

## お知らせ

消費税の軽減税率制度についての説明会開催のお知らせ

本年10月1日から軽減税率制度が導入され、税率が8% (軽減税率)のもの、10%(標準税率)のものでの複数税率となりますので記帳が煩雑になります。大森税務署ご担当官がご説明しますので是非ご参加ください。

日時：11月15日(金)  
場所：大森文化の森 第3・4集会室  
大田区中央2-10-1の4階  
定員：60名(予約制)  
申込：03-3771-8859  
大森青色申告会事務局へお電話ください  
費用：無料

「消費税軽減税率制度説明会開催のお知らせ」

是非、ご参加ください!!

日時：令和元年11月6日(水) 10:00～11:00  
場所：池上会館 本館2階集会室  
大田区池上1-32-8  
連絡先：大森税務署 法人課税第1部門  
(03-3755-2111(代表))

※会場の駐車場(有料)は狭いため、ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。

## 2019年(令和元年)確定申告期間指導の注意点

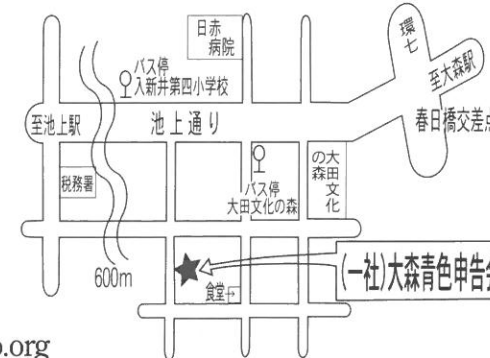
譲渡所得での第3表(分離課税)の作成が必要な場合

- 1) 土地・建物の売買で譲渡所得の申告が必要な場合は事前指導が必要です  
事前指導を受けていない場合、確定申告指導期間中には、譲渡所得の申告についてのご相談は、お受けできませんのでご注意ください。譲渡した日が年末などで事前指導がお受けいただけない場合やご自身の都合などで事前指導を受けられなかった場合は、添付書類を揃えて税務署にてご相談の上、作成した「譲渡所得の内訳書」を申告会事務局へご持参ください。なお、「譲渡申告の内訳書」のご記入がない場合には、申告会で申告書をお預かりすることができませんので予めご了承ください。
- 2) 株式等の売買で譲渡所得の申告書の作成が必要な場合は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご自身で記入作成し、来所時に添付書類とともにご持参していただくことが必要となります。  
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入作成のない場合、申告会では申告書をお預かりすることができません。※特定口座年間取引報告書の有無を問わず提出用とご自身控え用もご自身で記入作成し、ご持参ください。その他、投資にかかわる内容の申告(先物取引・FX等)についても同様の取扱となります。
- 3) 消費税法改正に伴い、令和元年10月1日から税率が変更され、同軽減税率制度が実施されました。課税事業者の方は軽減税率制度をご理解いただき、事前準備として課税売上、課税仕入を税率8%(軽減税率)のもの、10%(標準税率)のもの、と分かるように区分をしていただく必要があります。そのため、当会でお知らせしている研修会を受けていただき、消費税の事前指導が必要となります。申告期間中には、消費税の申告についてのご相談はお受けできませんのでご注意ください。

※申告期間中の注意点の詳細については、別紙チラシをご覧ください。

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
Eメール: aoiro-o@nifty.com  
URL: <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

無料法律相談日  
10月10日(木)  
10月24日(木)

保険の相談  
ご希望の方は事務局迄

# 第8回定時総会開催

一般社団法人大森青色申告会第8回定時総会が令和元年八月二十六日(月)午後四時、大田文化の森多目的室において、ご来賓に大森税務署谷口署長様並びに関係官庁・各友誼団体より多数のご臨席を賜り開催された。

瀬山総務組織副委員長の司会により「令和元年八月二十六日現在の会員数は二七〇五名、本日の総会に出席いただいた会員四〇名、委任状による出席が一六六二名、合計一七〇二名となり、定款第十七条の規定により過半数一三五二名を満たしておりますので成立する。」との定足数報告があった。

続いて、議案審議に移るにあたり定款十五条の規定により会長がその任に当たることとなっている旨の説明があり、徳永会長が議長席に着いた。

第1号議案 議事録署名人名について  
議長は、池上支部片野利嗣氏、池上支部伊澤千重子氏の二名を選出し承諾を得た。

第2号議案 平成三十年度事業報告承認の件  
議長は平成三十年度事業報告承認の件を田中副会長に説明させ、田中副会長は事業報告の概要について報告した後、詳細を相良事務局長に説明させた。

第3号議案 平成三十年度収支報告案監査報告承認の件  
議長は、平成三十年度収支報告案監査報告承認の件について井上副会長に収支報告案について説明させた。続いて議長は、監査報告及び労働保険監査報告について川名監事に監査報告をさせた。

議長は、第2号議案及び第3号議案についての報告が終わったため議場に諮ったが反対意見は0件で、第2号議案及び第3号議案は原案通り承認可決された。

続いて、令和元年度事業計画、令和元年度収支予算について齊藤事務次長より報告があった。

次に来賓祝辞を賜り、曾根副会長が閉会の辞を行い、定時総会は終了した。



平成30年度 収支計算書(総括)

平成30年7月1日～令和元年6月30日

収入の部		支出の部	
	決算額		決算額
1. 会費等収入	66,598,000	1. 事業費	54,946,021
2. 指導料収入	766,000	2. 総会・会議費	1,686,942
3. 図書等頒布収入	129,350	3. 管理費	18,790,099
4. 共済等手数料収入	8,159,748	4. 法人税・都民税	361,800
5. その他収入	4,040,294	5. 消費税	0
6. 繰入金収入	4,227,110		
<b>I 事業活動収入合計</b>	<b>83,920,502</b>	<b>I 事業活動支出合計</b>	<b>75,784,862</b>
II 投資活動収入	0	II 投資活動支出	3,911,339
III 財務活動収入	0	III 財務活動支出	4,216,780
		IV 予備費支出	0
		当期収支差額	0
前期繰越収支差額	11,204,633	次期繰越収支差額	11,212,154
収入合計	95,125,135	支出合計	95,125,135

貸借対照表

令和元年6月30日現在

資産の部		負債の部	
	金額		金額
1. 流動資産	14,563,015	1. 流動負債	3,128,085
2. 固定資産	152,572,523	2. 固定負債	20,459,158
特定預金	(39,861,831)	退職給付積立	(20,459,158)
その他固定資産	(112,710,692)		
<b>資産合計</b>	<b>167,135,538</b>	<b>負債合計</b>	<b>23,587,243</b>
		I 指定正味財産	5,000,000
		II 一般正味財産	138,548,295
		負債・正味財産合計	167,135,538
資産合計	167,135,538	負債・正味財産合計	167,135,538

令和元年度 収支予算

令和元年7月1日～令和2年6月30日

収入の部		支出の部	
	予算額		予算額
1. 会費等収入	69,020,000	1. 事業費	62,520,472
2. 指導料収入	800,000	2. 総会・会議費	2,290,000
3. 図書等頒布収入	80,000	3. 管理費	20,800,694
4. 共済等手数料収入	8,160,000	4. 法人税・都民税	350,000
5. その他収入	755,000		
6. 繰入金収入	20,000		
<b>I 事業活動収入合計</b>	<b>78,835,000</b>	<b>I 事業活動支出合計</b>	<b>85,961,166</b>
II 投資活動収入	0	II 投資活動支出	0
III 財務活動収入	0	III 財務活動支出	3,810,000
		IV 予備費支出	275,988
当期収入合計	78,835,000	当期支出合計	90,047,154
前期繰越収支差額	11,212,154	次期繰越収支差額	0
収入合計	90,047,154	支出合計	90,047,154

## 平成三十年度事業報告書

### 1 定時総会の概要

- (1) 第7回定時総会の開催
- (2) 監査の実施

### 2 会勢拡大に関する事項

- (1) 青色コーナー
  - ① DVDコーナー
  - ② 記帳の重要性へのアプローチ
  - ③ 研修会の開催
- (2) 青色勸奨強化月間
- (3) 会員紹介キャンペーン
- (4) 税を考える週間
- (5) 無料記帳相談
- (6) 税務署主催の説明会
- (7) 確定申告期の新聞広告
- (8) 確定申告期反省会
- (9) バスのアナウンス広告
- (10) 馬込文士村大さくら祭り

### 3 指導相談業務に関する事項

- (1) 新規入会者への記帳説明会
- (2) 新規入会者への個別相談会
- (3) 消費税の個別相談会
- (4) 消費税記帳説明会
- (5) 会計ソフト利用者個別相談会
- (6) 源泉所得税個別相談
- (7) 記帳確認指導会
- (8) 入札事業
- (9) 確定申告期指導
- (10) 税理士会無料相談受付
- (11) 青色コーナー

### 4 中期における財政及び事業検討に関する事項

- (1) 役員募集のチラシ
- (2) 各支部の活性化の為に支部活性化特別配布金を予算化
- (3) 新規役員の発掘
- (4) JALの整備工場見学

## 令和元年度事業計画

### 【会勢拡大に関する事項】

平成二十七年にスタートしたステップアップによる会勢拡大運動(五か年計画)の四年目は、設定目標の半分にとどまりましたが、会員増という成果が出ています。本年は五か年計画最終年で、この結果をどう活かしているのが課題となります。

「毎年行っている継続した運動」として行っている「税を考える週間」「役員による立て看板の設置」「HPによる勸奨」「確定申告期の広告」の活動は、支部役員並びに各委員会委員が本年も引き続き実施していきます。

### 【指導相談業務に関する事項】

本年の十月に改正される「消費税の増税」「軽減税率」は、期中での税率変更などが実施されるため個人事業主である会員や一般納税者には、記帳や確定申告期に向けて説明会や研修会の開催を通じて告知をしていきます。

また、令和二年確定申告分より実施される「青色申告特別控除」の改正について、周知徹底が本年の重要課題となり、改めて「記帳の青色申告会」として会員向けの記帳相談に重点を置き、公益事業として行う「記帳における入札事業」や「DVDによる記帳講座」や「無料記帳相談」を通して記帳制度の浸透と記帳水準の高揚に今後とも努めてまいります。

税務署より送付される「確定申告のお知らせ」が会員指導にとっても大変重要な資料であることを告知し、会員が確定申告時に持参できるように周知いたします。

【中期における財政及び事業の検討に関する事項】

昨年より青色申告会で行うボランティア活動での魅力を新たに見いだす活動の一環としての事業を開始し、一部の支部で活動が実施され、今後も引き続き「魅力ある役員活動」を検討し、会勢拡大運動と並行してまいります。

政府発表の「働き方改革」により青色申告会の規約等の改定を検討し、公益活動を行う団体として、並びに労働保険事務組合としての規範となるよう改定してまいります。

また、平成三十年度確定申告期において会員の皆様にご協力いただいた「指導サポート」について、財政基盤の検討材料として活用させていただきます。今後の専門機関で役立ててまいります。

## マル経融資のご案内

安心して借りられる  
国の融資制度です

- ◎小企業等経営改善資金  
担保・保証人不要  
融資限度額 二千万円  
返済期間 運転資金 七年以内  
設備資金 十年以内  
年利 一、二二%

(九月二日現在)  
支払った利息の三十%を三年間  
大田区から補助されます。  
【この融資限度額・返済期間の取扱は  
二〇二〇年三月三十一日の日本政  
策金融公庫受付分までです】  
融資対象

- \*従業員二十人以下(宿泊業・  
娯楽業を除く商業サービス業  
五人以下)の法人、個人事業  
主の方
- \*商工会議所の経営指導を一定  
期間受けて事業の改善に取り  
組む方
- \*所得税・法人税・事業税・住民  
税等、対象となる税金を完納  
している方

◎経営上の悩み相談  
窓口専門相談をご利用下さい。  
\*法律相談・税務相談労働相談  
(予約制・無料)  
\*本相談は、経営に関する相談  
に限定しております。  
\*会員・非会員の方問わず利  
用できます。

◎相談・お申し込みは  
東京商工会議所大田支部  
大田区南蒲田一〜二十〜二十  
大田区産業プラザ五階  
電話(三七三四)一六二一